

生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会（第4回）

日 時 平成20年1月21日（月）

午前10時

場 所 生駒市役所 401・402 会議室

次 第

案 件

- 1 当部会の検討事項について
 - (1) 住民自治協議会等について
 - (2) 住民投票原則について
 - (3) 住民投票要件について

- 2 その他

生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会(第4回)検討資料

各市町条例

(1) 住民自治協議会等

【伊賀市】

(住民自治協議会の定義・要件)

第24条 住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織で、各号に掲げる要件を満たすものをさす。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することができない。

- (1) 区域を定めていること。
- (2) 会員には、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること。
- (3) 組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。
- (4) 目的・名称・区域・事務所の所在地・構成員の資格・代表者・会議などを明記した規約を定めていること。
- (5) 組織全体の運営に当たる役員や代表者は、地域、性別、年齢、国籍などに配慮し、民主的に選出されたものであること。

(住民自治協議会の設置)

第25条 前条に規定する住民自治協議会が設立された場合、その代表者は、市長に設置の届出をする。

2 市長は、住民自治協議会の設置の届出があった場合、当該協議会を市長の諮問機関及び市の重要事項に関する当該地区の同意・決定機関とする。

(住民自治協議会の権能)

第26条 住民自治協議会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 住民自治協議会は、当該地区において行われる住民に身近な市の事務の執行等について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治協議会の提案を尊重する。

3 市長は、当該地区において行われる住民生活と関わりの深い市の事務で、当該地区に重大な影響が及ぶと考えられるものについて、あらかじめ住民自治協議会の同意を得るものとする。住民自治協議会の同意を必要とする市の事務については、市長が別に定める。

4 市長は、当該地区において行うことが有効と考えられる市の事務について、住民自治協議会が当該事務の受託を行う意思を決定した場合は、その決定を尊重する。

5 住民自治協議会は、提案、同意、決定に必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治協議会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

(住民自治協議会への支援)

第27条 市は、住民自治協議会が設置された場合には、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 住民自治の活動拠点の提供

- (2) 住民自治活動に対する財政支援
- (3) その他住民自治の推進に関すること。

2 前項に定める支援の単位は、別に定める機関により審議決定する。

(地域まちづくり計画)

第28条 住民自治協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画の策定に努めるものとする。

2 前項に規定の計画を策定した場合、その代表者は、市長に届出をするものとする。

3 市は、総合計画をはじめとする重要な計画を策定する際には、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、第1項の地域まちづくり計画を尊重するものとする。

4 市は、第1項の地域まちづくり計画の策定を必要に応じ支援するものとする。

第3節 地域振興委員会

(地域振興委員会の設置)

第29条 市長は、住民自治協議会が設立されていない地域について、当該地区の住民生活に密接に関係し、当該地区の事情を十分に踏まえる必要のある市の事務について審議する機関として、地域振興委員会を置く。

2 前項に定める地域振興委員会の設置の単位は、別に定める機関により審議決定する。

(地域振興委員会の所掌事務)

第30条 地域振興委員会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、地域振興委員会の答申を尊重しなければならない。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 地域振興委員会は、市長の諮問に関連する事項のほか、当該地区において行われる住民に身近な市の事務について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、地域振興委員会の提案を尊重する。

3 地域振興委員会は、市長に対し、前2項に定める調査審議のために必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は地域振興委員会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

(地域振興委員会の委員の任命方法)

第31条 地域振興委員会の委員は、当該地区の住民のうち、当該地区において活動する諸団体からの推薦を受けた者及び募集に応じた者の中から市長が任命する。

(規則への委任)

第32条 地域振興委員会の委員の定数、任期、報酬、委員長、会議、会議の公開及び庶務については、別に定める。

第4節 住民自治地区連合会

(住民自治地区連合会の設置)

第33条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第155条第1項で定める支所の管轄する区域ごとに複数の住民自治協議会又は地域振興委員会が設置される場合、市長は、支所単位に住民自治協議会又は地域振興委員会の代表者などで構成する住民自治地区連合会を設置する。

（住民自治地区連合会の所掌事務）

第34条 住民自治地区連合会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治地区連合会の答申を尊重しなければならない。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 住民自治地区連合会は、市長の諮問に関連する事項のほか、当該地区において行われる住民に身近な市の事務について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治地区連合会の提案を尊重する。

3 住民自治地区連合会は、市長に対し、前2項に定める調査審議のために必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治地区連合会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

（規則への委任）

第35条 住民自治地区連合会の委員の任命、定数、任期、報酬、連合会長、会議、会議の公開及び庶務については、別に定める。

第5節 住民自治活動を補完する機構

（住民自治活動を支援する機関の設置）

第36条 市は、市民が主体となった住民自治活動などを支援するため、この役割を果たす機関を設置する。

（住民自治活動を補完する行政機関の設置）

第37条 市は、住民自治活動をできるだけ市民に身近なところで支援するため、法第155条第1項で定める支所を設置し、市民が自主的かつ主体的に自治を行えるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応に努めなければならない。

2 市長は、前項で定めた目的を達成するため、市長の権限に属する事務のうち市民に身近な事務を積極的に支所長へ委任するよう努めなければならない。

【名張市】

（地域づくり）

第34条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域においてコミュニティ活動を行う組織として、別に条例で定めるところにより、地域づくり組織を設置することができる。

2 地域づくり組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら地域づくりを行うものとする。

3 市は、地域づくりの活動に対して必要な支援を行うことができる。

4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、地域づくり組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。

5 市は、地域づくり組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施

| | |
|-----------------------------------|---|
| | <p>に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。</p> |
| <p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p> | <p>【例示】 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において市民自治活動を行う組織を設置することができる。 市民自治活動を行う組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら市民自治活動を行うものとする。 市は、市民自治活動を行う組織の活動に対して必要な支援を行うことができる。 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、市民自治活動を行う組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。 市は、事務事業の一部を市民自治活動を行う組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。 前各項に関することは、別に定める。</p> <p>【基本構想案】 一定のまとまりのある地域における市民自治活動を行う組織に関して、当該組織の設置や責務及び当該組織に対する市の関わりを規定する。</p> |

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>各市町条例 (2) 住民投票原則</p> | <p>【二セコ町】 (町民投票の実施) 第48条 町は、二セコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。</p> <p>【宝塚市】 (市民投票) 第17条 市長は、広く市民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、市民投票を実施することができる。</p> <p>【生野町】 (住民投票) 第31条 町は、生野町にかかわる重要事項について、直接町民の意思を確認するために住民投票の制度を設けることができる。</p> <p>【多摩市】 (住民投票) 第28条 市長は、市政に係る重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。 2 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければなりません。 3 住民投票を行う場合はその事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとします。</p> <p>【伊賀市】 (市民投票の原則) 第19条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。 2 市民投票に参加できる者の資格その他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。ただし、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮する。 3 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。</p> <p>【名張市】 (住民投票) 第31条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。 2 住民投票に付することができる事項、投票者の資格要件その他住民投票の発議及び請求並びに実施に関して必要な事項は、次条に定めるもののほか、別に条例で定める。 3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>【篠山市】 (住民投票) 第24条 市は、市政の重要事項について、市民の意思に沿ったまちづくりを推進するため、住民投票制度を設けることができる。</p> |
|-----------------------------|---|

| | |
|-----------------------------------|---|
| <p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p> | <p>【例示】 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。</p> <p>【基本構想案】 市長は、市政に関わる重要事項について、市民投票の制度を設けることができることを規定する。</p> |
|-----------------------------------|---|

各市町条例

(3) 住民投票要件

【二セコ町】

(町民投票の条例化)

第49条 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

【多摩市】

(住民投票の発議・請求)

第29条 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の1/2以上の市議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

3 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の5/10以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

【伊賀市】

(市民投票の実施)

第20条 市長は、有権者がその総数の5/10以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければならない。

2 市民投票は、投票者の総数が当該市民投票の投票資格者数の2/3に満たないときは成立しない。この場合において、開票作業その他の作業は行わないものとする。

【名張市】

(住民投票の発議及び請求)

第32条 永住外国人を含む18歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の5/10以上の者の連署をもって、市長に住民投票を請求することができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを市議会に付議しなければならない。

3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の1/2以上の賛成(発議者を含む。)を得て、住民投票の実施について発議することができる。

4 市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。

5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が永住外国人を含む18歳以上の住民総数の4/5を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。

【篠山市】【第1項再掲地域コミュニティ部会】

(住民投票)

第24条 市は、市政の重要事項について、市民の意思に沿ったまちづくりを推進するため、住民投票制度を設けることができる。

2 市民は、市長に対して住民投票を請求することができる。

3 議会及び市長は、住民投票を発議することができる。

4 市民、議会、市長及び職員は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

5 請求、発議、投票資格及びその他の住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定める。当該条例の制定に際しては、定住外国人や未成年者の参加に配慮しなければならない。

| | |
|-----------------------------------|--|
| <p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p> | <p>【例示】 市民は、市長に対して市民投票を請求することができる。 議会及び市長は、市民投票を発議することができる。 市民投票の請求、発議、投票資格及びその他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。この場合において議会及び市長は、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮しなければならない。 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。</p> <p>【基本構想案】 市民の市民投票請求権、議会及び市長の市民投票発議権を規定する。 市民投票の請求、発議、投票資格及びその他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定めること並びに市長は、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならないことを規定する。</p> |
|-----------------------------------|--|